

特定非営利活動法人兵庫西宮ボーイズ定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人兵庫西宮ボーイズという。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、野球を愛好する生徒達に対して、野球の普及推進に関する事業を行い、スポーツの振興を図るとともに生徒達の健全育成や地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 野球チームの運営に関する事業
- (2) 野球の普及、指導に関する事業
- (3) 地域活動の参加に関する事業
- (4) 生徒の進路に関する助言等の事業

第3章 会員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者がある場合にあってはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において議決した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	菅野 充治
副理事長	寺田 一弘
理 事	太田 哲司
監 事	中村 翔吾
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2事業年度終了後の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	1,000円	1,000円
② 年会費	1,000円	1,000円
(2) 賛助会員		
① 入会金	1,000円	1,000円
② 年会費	1,000円	1,000円

役員名簿

特定非営利活動法人兵庫西宮ボーイズ

役 名	氏 ^{ありが} 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	すがの みつはる		無
	菅野 充治		
理事	てらだ かずひろ		無
	寺田 一弘		
理事	おおた てつじ		無
	太田 哲司		
監事	なかむら しょうご		無
	中村 翔吾		

設立趣旨書

1 趣 旨

現在の中学生の学校生活を振り返ると、SNS やスマートフォンの発達により「他者との繋がり」の機会や時間は増加したものの、対面での友好的な人間関係を構築することに悩みを抱えている生徒が増加しています。実際の学級内での人間関係が上手く構築できないことによっていじめや不登校などの問題に発展する可能性や、将来的に社会的な不利益を被ることも考えられます。野球という団体スポーツはチームが一つとなり目標に向かって努力をすることで、身体的な向上および社会性や自己肯定感の向上など生徒の健全な成長に寄与します。野球のクラブチーム活動は生徒の心身の発達において非常に有用です。また、より高度な野球技術を磨く場としてもクラブチーム活動は不可欠です。

そのような中で、任意団体では主に生徒たちに「挨拶や礼儀の指導」、本格的な野球を通じて「精神、肉体、技術の向上に資する指導」、「生徒の進路に関する助言、指導」をトレーナー、ないしは、野球経験のある指導者の指導により技術向上を図れる機会の提供を行い、校区ないしは部活動の枠を超えて心身の成長を目指す「生徒の学びの場」、「自己実現の場」としてスポーツ少年団の活動を行ってきました。これらの活動は一定程度の成果を収め、参加する生徒も近年増加しております。今後はこれまでの活動を継続しながら参加する生徒の範囲を尼崎市、西宮市、神戸市周辺地域に限らず兵庫県全域に広げて行きたいと思っています。

今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体として実践してきた活動や事業をさらに他の地域に定着させ、継続的に推進していくことと、兵庫県全域へ活動を広げていくために他の地域の関連団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの生徒の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

特定非営利活動法人にすることによって、組織を確立して発展することができます。社会的にも認められた公的な組織が野球を通じて技術指導はもとより就学指導や生活指導的な側面をも行うことは社会的に大変有意義であると考えます。

また、従来の任意団体では生徒の保護者が運営協力に関わる必要があり、家庭によっては利用できない等の弊害がありましたが特定非営利活動法人になることにより広く協力者を募り相互扶助の関係により多くの生徒が利用可能になります。

兵庫県全域の学生に野球の指導や野球大会の開催等を通じて心身を鍛錬し、体力の増進を図ると共に、野球を中心としたスポーツの普及振興に寄与することで地域社会に広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

平成 10 年 5 月 任意団体兵庫西宮ボーイズ設立

令和 8 年 4 月 発起人会にて会員間で法人化の意思確認

令和 8 年 4 月 29 日 設立総会開催

令和 8 年 5 月 29 日 設立認証書提出

特定非営利活動法人兵庫西宮ボーイズ
設立代表者
氏名 菅野 充治

令和 8 年度事業計画書

特定非営利活動法人兵庫西宮ボーイズ

1. 基本方針

任意団体では、尼崎市、西宮市、神戸市周辺の生徒を主な利用者としてきたが、法人設立を機に、利用者の範囲を兵庫県全域に広げて行きたいと考えている。

本年度においては、各種事業の中から、「野球の普及、指導に関する事業」、「野球チームの運営に関する事業」を重点事業とし、兵庫県全域の生徒が日常生活では学ぶ機会が減少している「挨拶」や「礼儀」を「本格的な野球の楽しさ」とともに学べる機会の提供を継続することで利用者の増加を図り、生徒の健全育成や地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 野球チームの運営に関する事業	・地域の大会に出場して日々の練習成果を確認する活動。 ・他チームと練習試合を行い選手及びチームの課題を確認する活動。 ・	月 4 日	布施畑グラウンド 関西周辺等の球場	生徒 50 人/回	7,000
(2) 野球の普及、指導に関する事業	・挨拶や礼儀の指導。 ・野球の基本的なルールの指導。 ・専属トレーナーによる成長期に発生しやすい怪我を防止する指導。 ・実戦形式で守備、走塁打撃等の指導。 ・座学等により思考力を育てる指導。	月 4 日	布施畑グラウンド 関西周辺等の球場	生徒 50 人/回	7,000
(3) 地域活動の参加に関する事業	・各地の野球大会にボランティアとして参加し、球場運営等をサポートして地域に貢献する事業。 ・所属するリーグの活動に参加して管理運営等のサポートをする事業。 ・各地の少年野球チーム等に対して野球体験会を開催し、野球を通じて地域に貢献する事業。	月 1 回	布施畑グラウンド 各地の球場	生徒 50 人/回	2,000
(4) 生徒の進路に関する助言等の事業	指導者による生徒の進路に関する助言等の業務。	月 1 回	布施畑グラウンド	生徒 50 人/回	1170

※上記の事業は、原則参加者からの月会費でまかなうこととする。

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年3回

(2) 事務局体制

事務局長：古谷 事務局スタッフ：村上

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人兵庫西宮ボーイズ

1. 基本方針

法人設立2期目を迎えるが前年と同様の活動を地道に継続していく。任意団体の時代は尼崎市、西宮市、神戸市周辺の生徒を主な利用対象者としてきたが、法人設立を機に利用者する生徒の対象範囲を兵庫県全域に広げて行きたいと考えている。

上記の目的を達成するために、前期同様、「野球の普及、指導に関する事業」、「野球チームの運営に関する事業」を重点事業とする。兵庫県全域の生徒が日常生活では学ぶ機会が減少している「挨拶」や「礼儀」を「本格的な野球の楽しさ」とともに学べる機会の提供を継続することで利用者する生徒の増加を図り、生徒の健全育成や地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 野球チームの運営に関する事業	・地域の大会に出場して日々の練習成果を確認する活動。 ・他チームと練習試合を行い選手及びチームの課題を確認する活動。 ・各地の少年野球チーム等に対して野球体験会を開催し、野球を通じて地域に貢献する事業。	月4日	布施畑グラウンド 関西周辺等の球場	生徒 60人/回	7,000
(2) 野球の普及、指導に関する事業	・挨拶や礼儀の指導。 ・野球の基本的なルールの指導。 ・専属トレーナーによる成長期に発生しやすい怪我を防止する指導。 ・実戦形式で守備、走塁打撃等の指導。 ・座学等により思考力を育てる指導。	月4日	布施畑グラウンド 関西周辺等の球場	生徒 60人/回	7,000
(3) 地域活動の参加に関する事業	・各地の野球大会にボランティアとして参加し、球場運営等をサポートして地域に貢献する事業。 ・所属するリーグの活動に参加して管理運営等のサポートをする事業。 ・各地の少年野球チーム等に対して野球体験会を開催し、野球を通じて地域に貢献する事業。	月1日	布施畑グラウンド 各地の球場	生徒 60人/回	5,000

(4) 生徒の進路に関する助言等の事業	指導者による生徒の進路に関する助言等の業務。	月 1 日	布施畑グラウンド	生徒 60 人/回	1,200
---------------------	------------------------	-------	----------	--------------	-------

※上記の事業は、原則参加者からの月会費でまかなうこととする。

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 5月
- ②理事会 年3回

(2) 事務局体制

事務局長：古谷 事務局スタッフ：村上

令和8年度活動予算書
成立の日から令和9年 3月31日まで

(単位：円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1.			
賛助会員受取会費			
受取会費	10,000		
正会員受取会費	10,000		
		20,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	6,022,682		
	0		
		6,022,682	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
	0		0
4. 事業収益			
(1) 野球チームの運営に関する事業	7,000,000		
(2) 野球の普及、指導に関する事業	7,000,000		
(3) 地域活動の参加に関する事業	2,000,000		
(4) 選手の進路に関する助言等の事業	1,170,000		
以上4事業の参加者からの月会費		17,170,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
	0		0
経常収益計			23,212,682
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
トレーナー外注費	964,800		
審判派遣費	1,041,850		
グラウンド修繕費	1,120,000		
会議費	42,920		
用具費	751,570		
グラウンド賃借料	1,768,800		
旅費交通費	1,443,329		
車両費	835,726		
減価償却費	888,000		
保健衛生費	290,483		
雑費	1,239,083		
その他経費計	10,386,561		
事業費計		10,386,561	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
事務費	354,353		
通信費	11,939		
慶弔費	15,946		
諸会費	80,400		
保険料	318,183		
顧問料	165,000		
大会参加費	351,750		
その他経費計	1,297,571		
管理費計		1,297,571	
経常費用計			11,684,132
当期正味財産増減額			11,528,550
設立時正味財産額			6,022,682
次期繰越正味財産額			17,551,232

令和9年度活動予算書

令和9年4月日から令和10年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 賛助会員受取会費			
受取会費	10,000		
正会員受取会費	10,000	20,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
(1) 野球チームの運営に関する事業	7,000,000		
(2) 野球の普及、指導に関する事業	7,000,000		
(3) 地域活動の参加に関する事業	5,000,000		
(4) 選手の進路に関する助言等の事業	1,200,000		
以上4事業の参加者からの月会費		20,200,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
受取利息	0	0	
経常収益計			20,220,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
トレーナー外注費	1,440,000		
審判派遣費	1,555,000		
グラウンド賃借料	2,910,600		
会議費	64,059		
用具費	1,121,746		
地代家賃	2,640,000		
グラウンド修繕費	1,440,000		
旅費交通費	2,154,222		
車両費	1,496,822		
減価償却費	1,924,296		
保健衛生費	520,268		
雑費	1,849,378		
その他経費計	19,116,391		
事業費計		19,116,391	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
事務費	528,885		
通信費	17,820		
慶弔費	23,800		
諸会費	120,000		
顧問料	110,000		
保険料	569,880		
大会参加費	630,000		
その他経費計	2,000,385		
管理費計		2,000,385	
経常費用計			21,116,776
当期正味財産増減額			△ 896,776
前期繰越財産額			17,551,232
次期繰越正味財産額			16,654,456